

地方自治体から広げる禁煙政策



WHO神戸センター

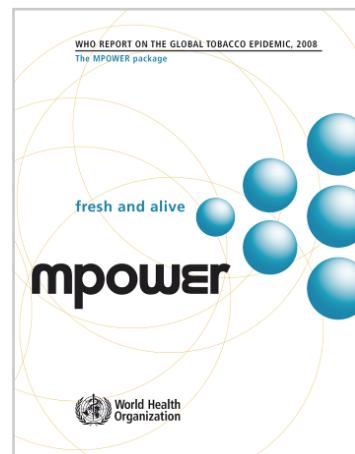


たばこの害から健康を守るために 為すべきことは明らか

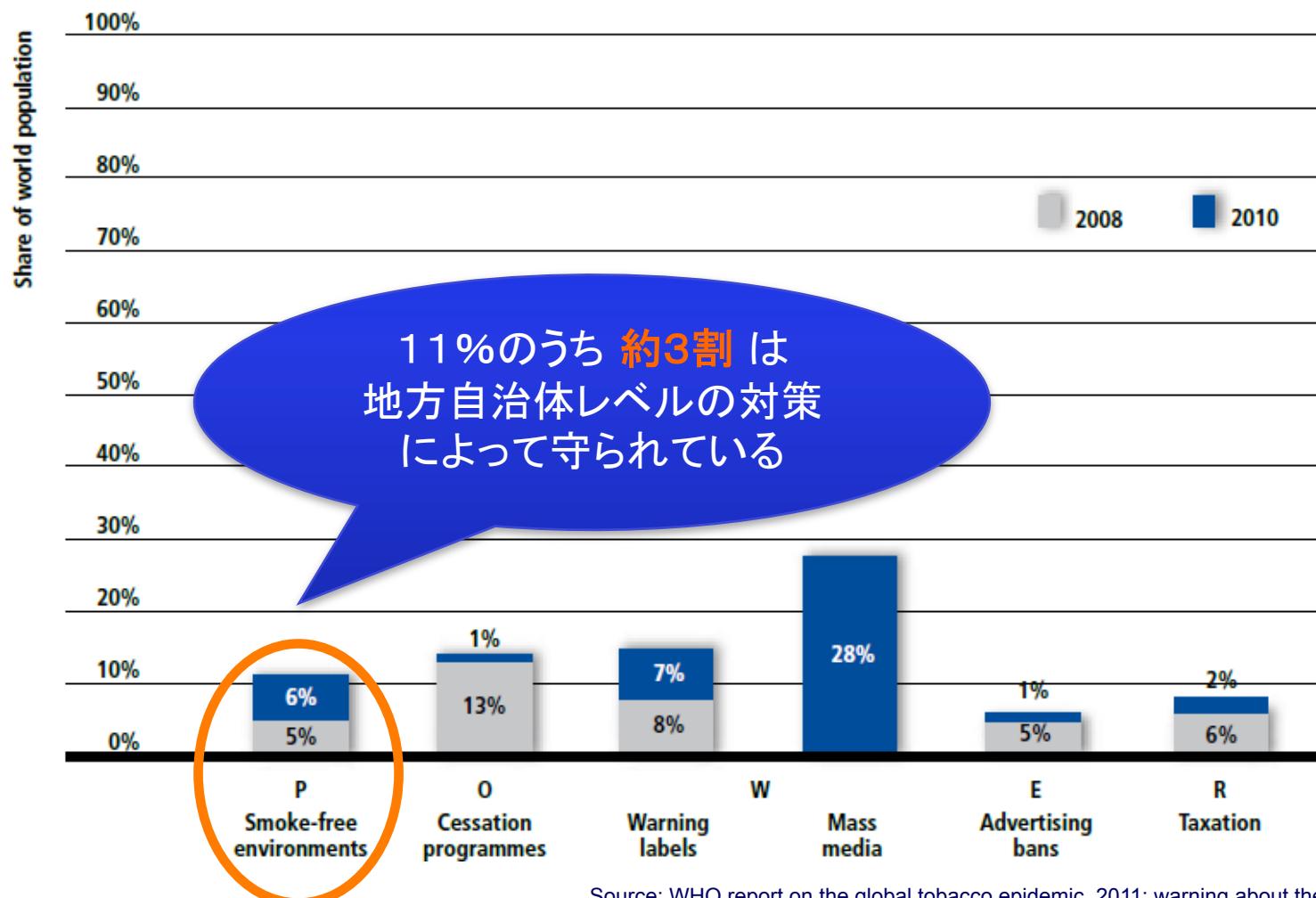
● 証拠に基づいた対策

- 世界保健機関たばこ枠組条約 (2003)
 - 第8条：たばこの煙にさらされることからの保護
- MPOWER (2008)
 - **Monitor:** たばこの使用と予防政策を監視する
 - **Protect:** 受動喫煙からの保護
 - **Offer:** 禁煙支援
 - **Warn:** たばこの危険性に関する知識の普及
 - **Enforce:** たばこの広告、販促活動などの禁止要請
 - **Raise:** たばこ税引き上げ

● たばこの煙への曝露から 全ての国民を保護することを可能にする 国レベルの法律施行が理想



効果的なたばこ対策に保護されているのは 世界の総人口の11%にすぎない



地方自治体レベルでの受動喫煙対策の事例研究 (WHO神戸センター 禁煙都市プロジェクト)



Source: Google Maps

禁煙都市事例研究

http://www.who.or.jp/SFC_collection.html

ダバオ(フィリピン)

- 喫煙室設置に対する条件を設定
- 市長や市議会議員による強いリーダーシップ
- 長期的な啓発活動
- 支持者たちとのパートナーシップの組織化
- 後に可決される近隣の市や国の法律への影響



メキシコシティ(メキシコ)

- 非喫煙者保護法
- 政治・地域社会の参加
- 喫煙者を疎外しないポジティブな位置づけ
- 国の法律よりも厳重
- 強い反対(たばこ会社など)

リヴァプール(英国)

- 市条例の計画が国の法律へ
- 自主的規制の奨励
- 全ての医療施設と市政府の施設
- コミュニケーション戦略
- 若者を含めた地域社会の参加
- 科学的証拠に基づいたプロセス



地方自治体の禁煙政策導入におけるイニシアティブは 国レベルのアクションへつながる

- 禁煙都市への12のステップ
- モデル条例



禁煙都市への12のステップ

1. 活動計画・実行を担う**対策委員会**を設置する。
2. 専門知識を蓄える。
3. 地方条例の専門家に関与してもらう。
4. 様々な法的措置の可能性を検討する(タバコ業界からの訴訟の可能性も含め)。
5. 政治的チャンピオンを味方に付ける。
6. 市民社会団体の参加を募る。
- 13.評価・監査の専門家と連携する。
- 14.メディアやコミュニケーションの専門家と協力する。
- 15.条例(法)執行機関と緊密に協力する。
- 16.ガイドラインを作成し周知させる。
- 17.施行日を記念して祝う。
- 18.条例(法)の執行・管理を確実に行う。

モデル条例

- 世界各地で実際に施行された条例や WHOたばこ規制枠組み条約第8条のガイドラインから得た重要な要素を基にしたモデル条例

- ❖ 市民の健康のための条例
- ❖ 禁煙空間の定義
(幅広く、かつ詳細に)
- ❖ 屋外での禁煙
- ❖ 喫煙室の設置は不可
- ❖ 事業者の義務
- ❖ 事業者や個人に対する罰則
- ❖ 執行に関する明確な規定
- ❖ 標識の規定
- ❖ 執行日
(完全施行までの猶予期間)

- 市町村がそれぞれの条例を作成するための土台
- 喫煙やたばこ製品、労働者保護など関連のある既存の国や地方自治体の法律の要素を取り込み、その場所に応じた法律のスタイルに合わせる

WHOは100%禁煙空間を支持します。
日本での実現を目指しましょう。

<http://www.who.or.jp>